

流鏝馬競技連盟 規約

流鏝馬競技連盟

団体名 : 流鏝馬競技連盟
英語名称 : Japan Yabusame Federation (略称 J. Y. F)
目的 : 日本の伝統武芸「弓馬術」を、和馬術競技として普及を目指す。
設立年月日 : 平成14(2002)年4月1日
構成 : 流鏝馬競技連盟の設立目的に賛同する支部(各派・各地域)及び個人
会長 : 近藤 誠司
副会長 : 菊地幸雄、中野渡利彦、籾谷嘉辰、池田 茂
事務局長 : 中村 三保子
事務局所在地 : 〒089-0127 北海道上川郡清水町南2条西2丁目8-2
メールアドレス : nakamura@dosankobase.com
携帯電話 : 090-6873-5261
競技種目 : 疾走する馬上から3つの的を矢で射て、その精度を競う流鏝馬競技

流鏝馬競技連盟規約

流鏝馬は、およそ千年前に当時の戦さ(いくさ)の主体である騎射(うまゆみ)の技を磨くために作り上げられた競技が起源とされ、疾駆する馬上から連続して矢を射る技を基本としている。その後、流鏝馬は奉納神事が主となり、各地にそれぞれの形態で伝わり現在に至っている。また、およそ三百年前に尚武を標榜した徳川吉宗の時代には、武術としていくつかの流派が隆盛し、現在これらの流派も神事としての流鏝馬を行っている。

流鏝馬競技連盟は、「疾駆する馬上から連続して矢を射る」という騎射(うまゆみ)流鏝馬の原点に戻り、千年にわたる我が国の伝統を継承するとともに、「技を競い合う」という競技の面を、競技規定を明確にして発展させようとする団体である。また、正しく日本の伝統を継承していくために、我が国固有の和弓と和鞍・和鐙など諸道具を用いることを旨としている。

一方、これらの諸道具や技術は、我が国の在来馬(以下和種馬とするものも同意味)とともに発展してきたことを忘れるべきではない。日本の在来馬はユーラシア中央部から東アジアの騎馬民族の馬と体型が類似するが、同時に和種馬特有の運動機能を持つ。和鞍・和鐙、和弓などが持つ独特の形態も、こうした和種馬の体型や運動特性を最大に活かすために発達してきたものである。我が国が誇るべき伝統文化である流鏝馬を、諸道具とその使用方法とともに正しく継承、発展させ、競技としての技術を一層発展させるためには和種馬を使用することが必須である。

我が国の在来馬は8品種あるが、現在その数を減少させつつある。家畜種はそれぞれの地域の自然と文化が生み出したものであり、在来種は世界中でそこに住む人々の誇りの源の一つになっている。同時に、一旦、絶えた種や品種は二度と戻らない。

流鏝馬競技連盟では、「流鏝馬」という日本伝統の騎射の技の継承と発展を目的とし、それを達成するため不可欠な和種馬の存続とその一層の活用を図るものである。

(名 称)

第1条 この会は、流鏝馬競技連盟(以下、「連盟」という。)と称し、事務局を会長が指定する所在地に置く。

(目 的)

第2条 連盟は、日本の伝統武芸の弓馬術を和種馬等を使用した和馬術競技として普及を図り、日本の伝統馬事文化の継承発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため必要な事業を行う。

- (1) 総 会
- (2) 理事会

(3) 競技規程の制定

なお、連盟の競技会は主催、主管及び共催の三つにわけるとし、これらの定義等については競技規程で別途定める。

(4) 全国大会の主催

(5) 流鏝馬講習会の開催

なお講習会は、流鏝馬指導者の育成、流鏝馬競技人口の増加、流鏝馬競技馬の調教等を狙いとして開催するものとし、個々にあるいは適宜組み合わせた内容を行うものとする。

(6) 各地区競技会の指導・調整

(7) 前各号のほか、連盟の目的を達成するため必要な行事、催し物、寺社奉納及び関連する行事への後援を行う。なお、後援の認定は会長の裁量とする。

(会 員)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する個人会員及び各派別または各地域別の支部をもって組織する。

2 各支部は支部の構成員を把握するものとする。

3 会員は礼節を重んじ、お互いの尊厳を認め合い、愛馬精神をもって乗馬するものとする。また会員同士や、他流派、他団体への誹謗中傷を行ってはならない。

4 会員の定義、義務、受益権利、慶弔等については会員規程で別途定める。

(役員及び顧問)

第5条 連盟に以下の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 理 事 若干名

(4) 監 事 2名

2 連盟に顧問を置くことができる。

(選出及び委嘱)

第6条 役員は総会で選出し、会長、副会長及び事務局長は役員の内選とする。

2 副会長と事務局長は理事を兼任することができる。

3 顧問は会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第7条 役員の内任期は2箇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 顧問は任期を特に定めず、会長の裁量により去就を決めるものとする。

3 役員（監事を除く。）の内不信任については総会で決議する。

(役員の内務)

第8条 会長は連盟の最高責任者として連盟の内務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長の依頼及び不在時にはその代理人としての職務を行う。

3 事務局長は、会長を補佐し事務局業務を掌理する。

4 理事は、連盟の内務を担う。

5 監事は、会計および財産の監査を行い、会長、副会長、事務局長及び理事の業務を監査する。

(事務局)

第9条 事務局長のもとに必要な数の事務局員を配置する。

2 事務局員の職務は、連盟に関する会計の管理、事務諸事の処理等とし、事務局長の指示により業務を行う。

3 事務局員は、役員の内推薦に基づき会長が任命する。任期は特に定めず、会長の裁量により去就を決める。

(会 議)

第10条 会議は総会及び理事会とする。

（総会）

- 第11条 総会は役員及び会員をもって組織する。ただし、事務局員等の会員以外の参加を妨げない。
- 2 定期総会と臨時総会に区分し会長が招集する。ただし会長の不信任案については副会長の協議により招集する。
 - 3 定期総会は毎年1回、臨時総会は構成員の過半数からその開会の要請があったとき開催する。

（総会の承認事項）

- 第12条 次の事項は総会において承認を受けなければならない。
- (1) 前年度の事業、収支決算及び当該年度の事業、収支予算
 - (2) 連盟規約、競技規程、会員規程の改正
 - (3) 役員を選出及び監事を除く役員の不信任
 - (4) 連盟資産の処分

（総会の議決）

- 第13条 総会の議決は、構成員の過半数が出席し、かつその過半数の同意をもって決するものとする。
- 2 前項の規定のほか、議決権の行使については、委任状による書面またはファックス、メール等の電磁的方法によることができるものとする。

（理事会）

- 第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長で組織し、総会の議決を要すると認めた事項のほか、一切の事項を決議する。
- 2 理事会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

（理事会の議決）

- 第15条 理事会の議決は、構成員の過半数が出席し、かつその過半数の同意をもって決するものとする。ただし、緊急を要する場合、会長は臨機の処置を講ずるとともに、速やかに理事会の承認を受けるものとする。
- 2 前項の規定のほか、議決権の行使については、委任状による書面またはファックス、メール等の電磁的方法によることができるものとする。

（会計年度）

- 第16条 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

（資産）

- 第17条 連盟の資産は、会費、寄付金、預金金利及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 2 資産の処分は、総会の議決によらなければならない。

附則 この規約は平成14年4月1日から施行する。（新規制定）

附則 この規約は平成17年10月15日から施行する。（一部改正）

附則 この規約は平成20年1月1日から施行する。（一部改正）

附則 この規約は平成23年1月1日から施行する。（一部改正）

附則 この規約は平成25年1月1日から施行する。（一部改正）

附則 この規約は平成26年1月1日から施行する。（一部改正）